

譲渡時の条件

I 譲渡を受ける場合は、譲渡希望者が下記1～3をすべて満たしている必要があります。

1. 譲渡希望者本人が18歳以上で同居家族全員が飼育に賛成している。
2. 譲渡誓約書の遵守事項を理解し、遵守できる。
3. 過去に当センターから譲渡を受けている場合、譲渡誓約書の遵守事項に違反していない。

II 下記1～6に該当する場合は、譲渡をお断りすることがあります。

1. 既にたくさんの動物を飼育している場合※1
2. 先住動物の不妊去勢手術、ワクチン接種を理由なく未実施の場合
3. 賃貸・集合住宅において、「ペット飼育可」が規約等で確認できない場合
4. 年齢が65歳以上の家族のみで構成されている等、センターが「世話人」(※2)(18～64歳以下)の承諾書の提出が必要と判断したが、提出されない場合
5. 経済的な事情から、猫を適正に終生飼養することが困難であると判断した場合
6. 営利目的、あっせんの場合

※1家族の人数や部屋数によって、ご家庭ごとの飼育可能頭数の目安をセンターで定めています。

※2「世話人」(18～64歳以下)の承諾書が提出され、適正に終生飼養できると判断された場合は、譲渡可能としております。

(※2)世話人がいる場合、次のいずれかの方法で同意の有無を確認します。いずれの確認もとれない場合、譲渡をお断りすることがあります。

①譲渡時の同伴

②職員からの電話連絡による確認

なお、世話人の方は、Iの要件を満たし(1-Iを除く)、IIに該当していないことが必要です。